

仕 様 書

品 名	食缶洗浄機																																				
仕 様	◎ 以下の仕様の物品を納品すること <table border="1"> <tr> <td></td><td>性能・規格</td></tr> <tr> <td>電源</td><td>三相200V</td></tr> <tr> <td>洗浄タンク容量</td><td>100L～138L</td></tr> <tr> <td>総合消費電力</td><td>20.6kw以下</td></tr> <tr> <td>洗浄能力</td><td>30ラック/h～40ラック/h</td></tr> <tr> <td>扉の形状</td><td>フロントオープン式、フルオープン式</td></tr> </table> ◎例示銘柄 <table border="1"> <tr> <th>NO.</th><th>製造メーカー</th><th>品名</th><th>型番</th></tr> <tr> <td>1</td><td>MIEKO</td><td>食缶洗浄機</td><td>FV250.2(H)</td></tr> <tr> <td>2</td><td>ウインターハルター</td><td>容器洗浄機</td><td>UF-XL_PP 電気式(パトライト仕様)</td></tr> <tr> <td>3</td><td>ウインターハルター</td><td>容器洗浄機</td><td>UF-XL_P 電気式(パトライト仕様)</td></tr> <tr> <td>4</td><td>HOBART</td><td>食缶・器具洗浄機</td><td>UXT</td></tr> <tr> <td>5</td><td>HOBART</td><td>食缶・器具洗浄機</td><td>UXTH</td></tr> </table> ○既存品を撤去する際は、マニフェストを発行すること		性能・規格	電源	三相200V	洗浄タンク容量	100L～138L	総合消費電力	20.6kw以下	洗浄能力	30ラック/h～40ラック/h	扉の形状	フロントオープン式、フルオープン式	NO.	製造メーカー	品名	型番	1	MIEKO	食缶洗浄機	FV250.2(H)	2	ウインターハルター	容器洗浄機	UF-XL_PP 電気式(パトライト仕様)	3	ウインターハルター	容器洗浄機	UF-XL_P 電気式(パトライト仕様)	4	HOBART	食缶・器具洗浄機	UXT	5	HOBART	食缶・器具洗浄機	UXTH
	性能・規格																																				
電源	三相200V																																				
洗浄タンク容量	100L～138L																																				
総合消費電力	20.6kw以下																																				
洗浄能力	30ラック/h～40ラック/h																																				
扉の形状	フロントオープン式、フルオープン式																																				
NO.	製造メーカー	品名	型番																																		
1	MIEKO	食缶洗浄機	FV250.2(H)																																		
2	ウインターハルター	容器洗浄機	UF-XL_PP 電気式(パトライト仕様)																																		
3	ウインターハルター	容器洗浄機	UF-XL_P 電気式(パトライト仕様)																																		
4	HOBART	食缶・器具洗浄機	UXT																																		
5	HOBART	食缶・器具洗浄機	UXTH																																		
納 入 場 所	埼玉県熊谷市板井1696 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 厨房(栄養部)																																				
納 入 期 限	令和 9 年 3 月 12 日 (金) ※ただし、具体的な納入(搬入)日時は、担当者と調整を行うものとする(納入期限を納入(搬入)日とする場合もある)。																																				
納 入 条件等	1 物品の搬入、据付及び調整に当たっては、納入場所の担当者の指示を受けること。 2 物品の搬入、据付及び工事・調整に要する経費は、受注者の負担とすること。 3 納品時の動作確認に必要な消耗品類を含めること。 4 搬入・設置に当たっては、不要となる現有品を撤去し、設置すること。 5 物品の搬入、据付及び調整の上、納入場所の担当者の立会、確認を受けること。 6 物品搬入時には当センターの機器、設備、建築物等に必要な養生を施すこと。 納品時に当センターの機器、設備、建築物等に損害を与えた場合は、受注者の責任と費用負担により原状回復させること。 7 当該物品は、納入検査完了後1年間の品質不良、変質、その他隠された瑕疵について補修、交換、各種調整、トラブル対応に、無償で対応すること。 8 機器の取扱い、操作方法について、十分な説明、指導を行うこと。 9 搬入に際し、発生した梱包材料等は、持ち帰ること。 10 納品する物品は、新品であること。 11 その他不明な点は、納入場所の担当者の指示に従うこと。 12 搬入時における搬入車の停止位置および時期、時間については当センターの指示に従うこと。																																				